

奈良県告示第三十号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 生駒市門前町二四九六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び生駒市役所に備え置いて縦覧に供する。）